

平成28年（ワ）第328号慰謝料請求事件の判決を受けて

裁判所の判断を厳粛に受け止めつつ、今後とも、このような情報漏洩を決して起こさないよう最大限の取組を続けてまいります。

本市では、事件を受け、電話や窓口業務での個人情報の適切な取扱いの徹底等を定めた個人情報保護強化対策マニュアルを策定し、住基支援申出者のアラート表示の改修、指の静脈を用いた生体認証システムを導入するなど、不正アクセスやなりすましを防止するためのセキュリティ強化を行ってきています。また、情報セキュリティに関する職員研修、自治体間の協議会等への事例提供等を行い、本件事件の教訓を風化させない取組を続けてまいります。

また、すべての自治体が今回の事件を教訓として、情報セキュリティ対策を強化し、二度とこのような個人情報の漏洩が起きないように、万全の対応を図っていただきたいと思います。

改めまして、事件の被害者及びご遺族の皆様方に、深くお詫び申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

平成30年 1 月15日

逗子市長 平 井 竜 一